令和８年度ロボット実装促進センター
ロボットお試し利用サポート申請要項

ロボット実装促進センター運営事務局

１．事業目的

「ロボット実装促進センター」では、「実際にロボットを見てみたい」、「現場のスタッフが使えるか、現場の環境で動かせそうか試してみたい」といった、ロボットの「お試し利用」※を支援いたします。

※ロボットの一定期間の貸し出し（期間はロボット企業※との調整により決定。概ね１～２週間程度を想定）、それに伴う現地でのデモ・レクチャー、搬入出や事前設定等の作業を含みます。

※ロボット企業とはロボットを提供する企業のことを指します。

２．サポートの概要等

（１）サポートの概要

- 本事業は、ロボット※1の導入による業務効率化、生産性向上に対し関心を有する施設事業者※2に対して、ロボットに対する理解を促すとともに、本導入（購入）に向けた検討を後押しすることを目的としています。
  - ✧ ロボットお試し利用にあたり、施設事業者はロボットの仕様あるいは利用マニュアルの範囲内でロボットを使用してください。上記のとおり使用していたにも関わらず、施設内の設備に物損等の損害が生じた場合、または、本施設の利用者に怪我等の損害が生じた場合、ロボット企業が原状回復、賠償責任を負うものとします。
  - ✧ 施設事業者がロボットの仕様あるいは利用マニュアルを逸脱してロボットを使用し損害が生じた場合には、施設側が原状回復、賠償責任を負うものとします。
- 施設事業者は、ロボット実装促進センターのコンサルタント及びロボット企業によるロボットの運用方法の検討や効果検証などの伴走支援を受けることができます。
- ロボット企業は本事業を契機に、ロボットの本導入（購入）を検討している神奈川県内の店舗・施設に対し、自社のロボットあるいはロボットを利用したサービス（以下「ロボット」という）を利用してもらう機会、アピールする機会を得ることができます。
- ロボットのお試し利用にかかる経費※3として、ロボット企業に対し、１プロジェクトあたり次の金額を上限に支援します。

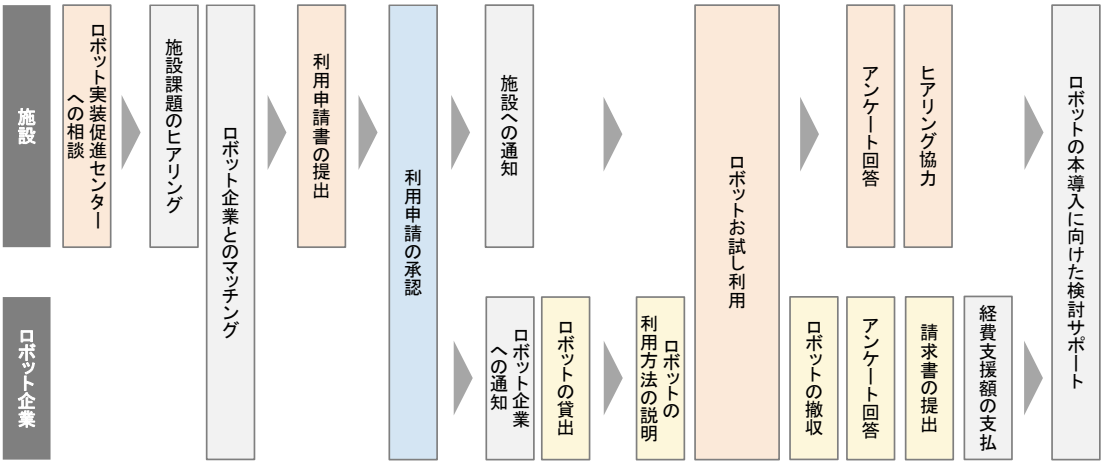
1. 小売業・宿泊業・飲食サービス業におけるロボットお試し利用サポート
   ✧ 1プロジェクトあたりの支援上限50万円(税込)
2. 上記1の業種及び介護事業所を除く業種におけるロボットお試し利用サポート
   ✧ 1プロジェクトあたりの支援上限20万円(税込)
3. 上記1,2の業種における2台のロボットのロボットお試し利用サポート
   ✧ 1プロジェクトあたりの支援上限50万円(税込)
   （複数の異なるロボット企業がそれぞれ1台のロボットを貸し出す場合、1社あたりの支援上限額は25万円(税込)となります）

- 本サポートを受けるためには、「ロボットお試し利用サポート」利用申請書の提出（WEBフォーム経由の申請）が必要です。利用申請書の入力フォーム（WEBフォームのURL）は、ロボット実装センターへの事前相談後、個別にご案内します。
- 支援対象として承認された施設事業者は、自社施設へのロボットの本導入（購入）に向けて、まずはロボット実装促進センター及びロボット企業の支援の下、1週間～2週間程度のロボットのお試し利用及び効果検証を行っていただきます。

※1 ロボット…清掃ロボット、搬送ロボット、配膳ロボット、案内・誘導ロボット、コミュニケーションロボットなど（ロボットアーム等の産業用ロボットは対象外）

※2 施設…集合住宅、商業施設、医療施設　等　下記「3．募集する施設の概要（1）申請条件」参照

※3 ロボットのお試し利用にかかる経費…ロボット本体とロボットを使用したサービスを含む



（2）施設に対する支援内容

【ア．ロボットお試し利用までの支援】

1. 施設が抱える課題のうち、ロボットを活用し解決に取り組むことが効果的な課題

の洗い出し

2. １で洗い出しを行った課題の解決に対し、有効と思われるロボットの検討支援
3. １で洗い出しを行った課題の解決に対し、有効と思われるロボット、ロボット企業とのマッチング支援
4. ロボットお試し利用にあたり想定されるリスクの洗い出し、リスクへの対応案の検討
5. ロボットお試し利用の期間終了後の効果検証の指標、検証方法の検討
6. その他、ロボットお試し利用の実施に向けた支援

【イ．ロボットお試し利用期間中、終了後の支援】

1. ロボットお試し利用の進捗管理
2. ロボットお試し利用で顕在化した施設課題の整理や、ロボットの活用方法の見直し等の支援
3. （必要に応じた）ロボットお試し利用期間終了後の効果検証の実施支援、効果検証を踏まえた助言
4. その他、ロボットの本導入（購入）に向けた支援

【ウ．経費面の支援】

- ロボットのお試し利用にあたり、ロボット企業が施設向けに行うロボットの貸し出しに係る経費について、所定の上限金額の範囲内で全額あるいは一部を支援します。

  ※経費支援は選定施設ではなく、ロボットの貸し出しを行うロボット企業に対し直接支払います。

（３）施設の取組内容

① ロボットの活用が効果的な課題の抽出

- ✧ ロボット実装促進センターと連携しながら、施設が抱える課題のうち、ロボットを活用し解決に取り組むことが効果的な業務、課題の抽出・設定を行っていただきます。

② ロボットお試し利用の準備・実施

- ✧ ロボットお試し利用に向け、マッチング後、選定したロボット企業との打ち合わせに参加していただきます。また、ロボットお試し利用に必要な情報を、適宜、選定したロボット企業に提供していただきます。
- ✧ ロボットお試し利用までに、ロボットの稼働に必要な環境（例：電源、通信など）を整備していただきます。また、ロボットの搬入出、期間中の保管場所の確保などを準備していただきます。

✧ 1 週間～2 週間程度の期間、ロボットの仕様あるいは利用マニュアルの範囲内でロボットお試し利用をしていただきます。なお、ロボットの操作・運用については、必ずロボット企業担当者の説明・指示に従うようにしてください。

✧ ロボットお試し利用にあたり、ロボットの仕様あるいは利用マニュアルの範囲内でロボットを使用し、施設内の設備に物損等の損害が生じた場合、または、本施設の利用者に怪我等の損害が生じた場合、ロボット企業が原状回復、賠償責任を負うものとします。一方、ロボットの仕様あるいは利用マニュアルを逸脱してロボットが使用され、損害が生じた場合には施設側が原状回復、賠償責任を負うものとします。

✧ お試し利用期間中は、施設のスタッフに自らロボットの操作・運用をしていただきます。ロボットの操作・運用に必要な研修の機会の確保、適切な運用体制の整備をお願いします。

③ 効果検証への協力、本事業の PR への協力

✧ 本事業では、ロボット実装促進センターがロボットお試し利用の内容、実績について成果広報資料として取りまとめ公表します。成果広報資料では法人名・団体名、施設名などを開示します。また、成果広報資料の作成にあたり、ロボットお試し利用の終了後、アンケートやヒアリング等に協力していただきます。

✧ 本事業では、ロボット実装促進センターが開催する広報イベント、シンポジウムにおいて、ロボットお試し利用サポートの利用申請が承認された施設のご担当者様に登壇をお願いする場合があります。

３．募集する施設の概要

（１）申請条件

申請者は、次に掲げるすべての要件を満たす者であることとします。

- ロボットの本導入（購入）に強い意欲を持つ神奈川県内の施設（例：集合住宅、工場、倉庫、鉄道駅、商業施設、文化施設、教育施設、医療施設、オフィス、研究施設など。ただし、介護事業所を除く。）
- ロボットのお試し利用に留まらず、ロボットの本導入（購入）に対する意向や計画を有する施設
- ロボットのお試し利用に対し、意欲的に取り組むことができる施設
- ロボットのお試し利用に対し施設の運営スタッフの理解を得ている施設
- ロボットを活用し解決に取り組むことが効果的な課題を有する施設
- ロボットのお試し利用により、ロボットの活用の新たなモデルケースの創出につながる可能性のある施設

※連携して事業を展開する施設（例：駅と隣接する商業施設、同一医療法人が運営する医療施設、レジャー施設と近隣の宿泊施設）など、複数施設での連名による申請も可能です。

※１事業者が、複数の施設を対象に申請いただくことも可能です。ただし、同一事業者による利用申請の承認件数は３件（3 施設）を上限とします。

※申請者は施設を管理する者としてください。複数の事業者が運営する施設の場合には、本事業の取組を統括する者が申請してください。

（２）申請資格

申請者は次に掲げるすべての要件を満たす者であることとします。

- 日本国内に住所を有し、国内法により設立された法人であること
- 神奈川県による指名停止期間中でないこと
- 地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当しない者であること
- 会社更生法に係る更生手続きの申し立てや民事再生法に係る再生手続き開始の申し立てがなされていないこと
- 反社会的勢力又はそれに関わるものとの関与がないこと
- 法令等若しくは公序良俗に反していない、又は反するおそれがないこと
- 過去に神奈川県、国や他地方公共団体から委託や補助等を受けた事業で不正がないこと
- 神奈川県内に立地する施設であること
- 選定された場合、申請法人・団体名、施設名、ロボットお試し利用の申請内容及び取組実績の概略を公表することに同意できること（複数の事業者等が共同で申請する場合には、すべての構成団体の名称を公表することに同意できることを申請資格とします）
- ロボットお試し利用の実施能力を有する者であり、最後まで取組を完遂する意思があること
- ロボットお試し利用の終了後、ロボット実装促進センターが作成する公表用の成果広報資料の作成に協力（アンケートへの回答、ヒアリングへの協力）できること
- ロボットの導入実証の期間中、終了後にロボット実装促進センターが開催する進捗確認会議、視察見学会、成果発表イベントなどの広報活動に協力できること

（３）募集件数

60 施設程度

※同一施設でのロボットお試し利用は最大２回まで可とします。

４．スケジュール（予定）

事業全体の流れ

施設募集、ロボットお試し利用、成果のとりまとめまでのスケジュールは以下の通りです。

1	事前相談（施設募集）	随時募集（2027 年 1 月 31 日(日)まで）
2	施設課題の洗い出し	施設の応募から１週間～2 週間程度
3	ロボット企業の選定	課題の洗い出しから１週間～2 週間程度
4	利用申請書の提出～承認	利用申請書の提出から１週間～2 週間程度
5	ロボットお試し利用の準備	利用申請の承認から 1 週間程度
6	ロボットお試し利用	準備から１週間～2 週間程度
7	ロボットの撤収	ロボットお試し利用終了後速やかに

５．事前相談、利用申請

○事前相談

ロボット実装促進センターの WEB サイトのお問い合わせフォームからご連絡ください。

＜お問い合わせフォーム＞

https://www.kanagawa-jisso-center.sky-inet.ne.jp/contact/

※上記フォームの「お問い合わせ内容」欄で、【ロボットお試し利用サポート】に関する相談にチェックをつけご連絡ください。

○利用申請書

本サポートを受けるためには、「ロボットお試し利用サポート」利用申請書の提出（WEB フォーム経由の申請）が必要です。利用申請書の入力フォーム（WEB フォームの URL）は、ロボット実装センターへの事前相談後、個別にご案内します。

６．選定方法等

- お試し利用サポートの利用申請の内容は、有識者が確認・審査を行います。
  また、応募件数が募集件数を上回った場合、選定出来ない場合があります。

７．留意事項

- 申請に係る経費は応募者の負担とします。
- 次の場合には、選定対象外となります。
  (ア) 申請者が、法令等若しくは公序良俗に違反し、又はそのおそれのある場合

(イ) 暴力団等反社会的勢力との関係を過去又は現在において有している場合
(ウ) 申請内容に不備がある場合又は速やかな修正・再提出がない場合
(エ) 申請者が、応募に際して虚偽の情報を記載・申告している場合
(オ) 利用申請要項に定められた提出方法及び提出先と適合しない場合

- 選定経過、選定結果に関するお問い合わせには応じられません。
- 申請にあたってご提供いただく個人情報を含む申請書類は以下の取り扱いとします。

(ア) 氏名、住所、電話番号、その他の個人情報は「個人情報保護法」及びロボット実装促進センター運営事務局（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社）の「個人情報保護方針」や「個人情報の取扱について」に従って適切に取り扱います。

- ✧ 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社　個人情報保護方針
  https://www.murc.jp/corporate/privacy/
- ✧ 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社　個人情報の取扱について
  https://www.murc.jp/corporate/privacy02/

(イ) 個人情報は、本事業の選定及び運営の目的に限って利用し、厳重に管理します。
(ウ) 個人情報は、神奈川県及びロボット実装促進センター運営事務局（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社）が上記（イ）の目的の範囲内において共同利用します。また、法令等に基づく場合を除き、申請書類を通じて提出いただいた個人情報の取扱を、本人の同意なく、神奈川県及びロボット実装促進センター運営事務局から第三者に提供することはありません。
(エ) 個人情報の開示、訂正、利用停止等若しくは利用目的の通知の請求、又は個人情報に関する苦情の申し出については、【９．問い合わせ先】まで連絡してください。

８．その他

これまで実施したロボットの導入実証の成果を基に、ロボット導入の手順をまとめた「ロボット導入サポートブック」及び、ロボット開発支援事業とドローン開発／実証実験支援事業の成果を基に、「ロボット開発／ドローン開発／ドローン実証実験の事例集」を作成し、掲載しています。ロボット導入、ドローン導入の検討にご活用ください。

- ロボット導入サポートブック
  https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sr4/jisso.html

９．問い合わせ先

本募集に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

ロボット実装促進センター運営事務局
（運営受託者：三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社）

電話：050-8892-3575 （ 10 時－17 時 月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く））
問い合わせフォーム：https://www.kanagawa-jisso-center.sky-inet.ne.jp/contact/